

宮崎勝之
溝口傳
木村松二

大正十年二月一日

橋崎猪太郎殿

貴下は日本海員組合長として就任するに當り御提示ありし御質問並に御希望條項に關する回答の件

質問 敷入支出計算

一、合同に參加せんとする現在の各團體名及び會員數並に一人宛の會費會員中會費納入の確實なる會員數及び其の收入月額

合同に參加せんとするものは二十三團體にして内會員を有し會費徵收するもの

日本海員同盟友愛會、海員共同救濟會、海員博濟會、商船互友會、商船水夫正義會、機關部員同盟會

の六團體にして會員數及び會費收入額左の如し

日本海員同盟友愛會

會費を納入するもの
五千名一人宛五拾錢

貳千五百圓也

(確實なる收入)

海員共同救濟會

一千名一人宛
普通四拾錢
特別八拾錢

五百圓也

海員博濟會

四百名一人宛參拾錢

百貳拾圓也

商船水夫正義會
機關部員同盟會

三百名一人宛六拾錢

五百貳拾五圓也

計

七七〇名

參千八百貳拾五圓也

二、合同に參加せんとする各團體現在の役員名及び其の報酬一、各役割名月額其の合計

日本海員同盟友愛會

常務員十名
通船船頭二名

報酬總額壹千貳拾五圓也

海員共同救濟會

常務員四名
船頭二名

報酬總額貳百四拾五圓也

海員博濟會

常務員二名
船頭二名

報酬總額八拾參圓也

商船水夫正義會

常務員三名

報酬總額貳百五拾圓也

機關部員同盟會

常務員二名

報酬總額百七拾圓也

計

二十六名

壹千七百七拾參圓也

右の外各團體に於て機關とすべき會報雜誌發行其の他約貳千圓也

三、合同に參加せんとする各團體現在の資產、負債額の處分之れを新組合に繼承するや又は打切りとするや右は何れも打切ること

四、合同後に於ける役員名及び其の報酬金月額の豫定並に事務所費事務員數及び家賃並に事務員給料月額の豫定

五、右總て組合長の腹案及び豫算案に基き制定するものとす